

大阪地方最低賃金審議会総会

第368回本審議会議事録

1 日 時

令和7年10月20日（月） 11時00分～11時15分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出 席 者

(公益代表委員)

表田委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

(労働者代表委員)

上森委員、大川委員、狼谷委員、澤谷委員、土井（沙）委員

(使用者代表委員)

北鳶委員、實松委員、柴田委員、中村委員、平岡委員

(事務局)

高橋局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、中筋主任賃金指導官、森内賃金指導官、

本多賃金指導官、福井監察監督官、藏本最低賃金係長

4 審議事項

(1) 大阪府自動車小売業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告等につ

いて

(2) その他

(開会 11時00分)

中筋主任

お待たせをいたしました。

それでは、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第368回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員5名の計15名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する岸本委員、労働者を代表する清水委員、使用者を代表する土井委員につきましては、本日所用のため御欠席でございます。

本日の配付資料について確認をいたします。

会議次第、配席図、会議資料の3点です。御確認をお願いいたします。

次に、特定最低賃金改正決定の必要性及び改正決定につきましては、全7業種の各専門部会で御審議をいただき、10月3日をもって全専門部会の審議が終了いたしました。

全7業種のうち、大阪府自動車小売業については、専門部会の改正決定の必要性審議において、労使の主張に隔たりがあり、全会一致とならず、改正決定の必要性ありとするることはできないとの結論に至りました。

ここで、本日お手元に配付しております会議資料の1ページ目、資料1、令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項を御覧ください。

この資料は、これまでの総会で了承されたものですが、そのうちの特定最低賃金専門部会の項目の第3項、2ページ目となりますが、ここでは審議結果の審議会への報告として、審議結果は当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告するとされております。

このため、改正決定の必要性について全会一致に至らなかった大阪府自動車小売業の専門部会の審議結果について報告を行う必要が生じたために、本総会を開催させていただくことになりましたことをあらかじめ御了承願います。

それでは、衣笠会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

衣笠会長

皆様、御多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、議事（1）の大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告等についてに入ります。

事務局から御説明いただきましたが、大阪府自動車小売業最低賃金の改正結果の必要性につきましては、専門部会において全会一致とはならず、改正決定の必要性ありとするることはできないとの結論となりました。

大阪府自動車小売業最低賃金専門部会審議結果につきましては、部会長を務めた表田委員から御報告をお願いいたします。

表田委員

それでは、審議結果を報告させていただくに当たり、事務局から資料2の大坂府自動車小売業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

森内指導官

それでは、資料2、報告書を読み上げます。

令和7年9月8日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会 部会長 表田充生

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年7月14日開催の大坂府地方最低賃金審議会第364回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかつたので必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

以上です。

表田委員

それでは、大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の審議経過等について報告いたします。

大阪府自動車小売業最低賃金の専門部会における審議の経過について説明していきたいと思います。

第1回専門部会は8月21日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回及び第3回の専門部会は9月3日及び9月8日に開催し、事務局が示した資料や労使それぞれの委員から御提出いただいた資料を参考に審議を行いました。

しかしながら、3回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性ありと、使用者代表する委員は改正決定の必要性なしとの御主張がなされ、審議は平行線をたどりました。

その結果、残念ながら全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり改正決定の必要性ありとすることはできないとの結論になりました。

報告は以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

表田部会長からの報告内容につきまして、各委員から御意見、御質問ございましたら御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（なし）

衣笠会長

分かりました。

そうしましたら、大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性につきまして、専門部会の報告書のとおり本審議会の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、御異議がないということで、そうしましたら事務局は答申文案を御準備ください。

柴田課長

答申文案の準備ができておりますので、ただいまからお配りいたします。

(事務局は、答申文（案）を各委員に配付する。)

衣笠会長

お手元に配られましたのが、答申文案です。

事務局で読み上げてください。

森内指導官

それでは、答申文案を読み上げます。

令和7年10月20日

大阪労働局長 高橋秀誠殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け大労発基0714第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府自動車小売業最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの内容で御異議ございませんか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。
それでは、局長に答申を行います。

(会長から答申文を局長へ手交する。)

中筋主任

それでは、大阪労働局長の高橋から御挨拶いたします。

高橋局長

それでは、私から御礼の御挨拶をさせていただきます。
本日、会長から令和7年度の大阪府自動車小売業の特定最低賃金について御答申をいただきました。また、大阪府塗料製造業等の6業種の特定最低賃金につきましても、既に各専門部会において答申をいただいておりまして、本日が異議申出期間となっております大阪府塗料製造業、それと大阪府電気機械器具製造関連産業の2業種を除きます5業種につきましては、本日の審議会におきまして大阪府の特定最低賃金が決定したということになります。

7月14日に諮問させていただいて以来、特定最低賃金専門部会の委員を中心に、慎重かつ真摯な御議論を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この特定最低賃金につきましても、地域別最低賃金と同様に周知徹底と履行確保、さらには中小企業支援措置の周知、利活用の促進にも全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

最後になりますが、各委員の皆様方には、引き続き大阪地方最低賃金審議会の運営につきまして御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

衣笠会長

ありがとうございました。
そうしましたら、続きまして改正決定のあった特定最低賃金について、事務局から報告をお願いいたします。

柴田課長

それでは、報告させていただきます。
大阪府鉄鋼業最低賃金、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金、大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金、この4業種の特定最低賃金について審議結果を説明いたします。

配付しております資料3から6を御覧ください。
まず、大阪府鉄鋼業最低賃金につきましては、9月26日の専門部会により時間額1,185円、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金につきましては、9月30日の専門部会によりまして時間額が1,194円、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金につきましては、10月1日の専門部会により時間額1,180

円、大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金につきましては、10月2日の専門部会により時間額1,197円、そして効力の発生日でございますが、これは4業種全て12月1日で、それぞれ決議されております。

この4業種の特定最低賃金は、各専門部会におきまして全会一致で改正決定の必要性ありと議決され、金額の改正決定についても全会一致で議決されましたので、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、各専門部会の決議をもって審議会の決議となっております。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、議事（2）その他に入りたいと思います。

事務局から、今後の予定について御説明をお願いいたします。

中筋主任

それでは、今後の予定について御説明をいたします。

次回第369回総会を10月21日、火曜日、午前11時から予定しております。

議事といたしましては、改正決定のあった特定最低賃金の報告、令和7年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況の御報告についてを予定しております。

委員の皆様よろしくお願ひをいたします。

衣笠会長

ありがとうございます。

そのほか、何かございませんでしょうか。

（なし）

衣笠会長

労働者を代表する委員、何かござりますか。

（なし）

衣笠会長

使用者を代表する委員、何かござりますか。

（なし）

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして閉会といたします。
委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

(閉会 11時15分)